

「エキスパート職員派遣事業」実施要項

1 事業の目的

県教育庁の専門職員又は県立学校の教員で専門知識や技能を有する者を「エキスパート職員」として登録し、県内の国公立幼稚園・小学校・中学校及び県立学校からの要請に基づき、当該学校の教育課程に基づく正規の学習活動に対し派遣し、専門的な知識・技術を「出前授業」という形で児童生徒に提供し、自ら探究する力を育むとともに、社会教育施設と学校とのより一層の連携に資する。

2 派遣する職員

派遣する職員は、次の各号に掲げるいずれかの所属（以下、「派遣元所属」という。）の専門職員又は教諭であって、派遣元所属の所属長が認める者とする。

- (1) 教育庁各課又は教育事務所
- (2) 県立学校
- (3) 学校を除く県立の教育機関

3 申込方法

職員の派遣を希望する学校の代表者（以下、「申込者」という。）は、別紙1 エキスパート職員派遣要請書（以下、「派遣要請書」という。）を派遣元所属の所属長及び県教育庁教育総務局総務課長あてに電子メールにより提出する。この場合において、申込者は、派遣要請書の提出に先立って、派遣元所属の所属長と派遣に係る調整を行うものとする。

4 派遣の決定

派遣元所属の所属長は、提出された派遣要請書に基づき、職員の派遣を決定し、申込者に通知する。

5 サービスの取扱い及び費用負担

職員の派遣は出張扱いとし、派遣に要する旅費については予算の範囲内において県教育庁教育総務局総務課が支出する。ただし、出前授業の実施に要するその他の費用は、申込者が負担する。

6 事後の報告

申込者は、出前授業終了後速やかに、別紙2 エキスパート職員派遣事業報告書を、派遣元所属の所属長及び県教育庁教育総務局総務課長あてに電子メールにより提出する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月3日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要項は、平成 29 年 4 月 5 日から施行する。

附 則
この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要項は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。